

第 1082 回 高知市教育委員会 8 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 8 月 31 日（水）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 38 号 平成 23 年 9 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案
に対する意見について

平成 23 年度一般会計 9 月補正予算について

高知市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案について

4 報告

高知市学校・警察連絡制度について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	教育次長	依 岡 雅 文
	市民図書館長（参事）	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	学事課長	西 村 浩 代
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	青少年課長	片 岡 武 志
	教育研究所長	尾 崎 佐知子
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課指導主事	岡 崎 大 幸
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主事	森 尾 美 舗

第 1082 回 高知市教育委員会 8 月定例会 議事録

1 平成 23 年 8 月 31 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1082 回高知市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員さんをお願いいたします。

それでは、日程第 2 市教委 38 号「平成 23 年 9 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

9 月市議会定例会でご審議いただく教育委員会からの議案につきましては、補正予算議案 11 件、予算外議案そして条例の一部改正議案が 1 件でございます。

はじめに予算議案でございます。

まず「(1)教育基金積立金」でございます。内容は平成 23 年 7 月に子どもの教育の充実並びに本市の教育振興のために寄附していただいた 100 万円を教育基金に積み立てるものでございます。

なお、今回の積立てにより基金の残高は約 2,800 万円となります。

次に、「(2)高知市立学校閉校記念事業費補助金」でございます。この補助金は、平成 23 年度末に御豊瀬小学校が閉校することに伴いまして、閉校記念事業の円滑な実施を図るために、保護者及び卒業生などで構成する団体である御豊瀬小学校閉校実行委員会に対して経費の一部を助成するものでございます。

なお、本校の閉校式典は、平成 24 年 3 月 25 日を予定しております。

次に、「(3)高知チャレンジ塾運営事業費」でございます。この事業は、国のセーフティネット補助金を活用いたしまして、市内 5 か所のモデル地域において、健康福祉部と連携を取りながら、主に生活保護世帯の中学生を対象に高知チャレンジ塾を開催することにより、基礎学力の定着を図るものでございます。

次に、「(4)防災教育推進事業費」でございます。この事業は高知市立学校の全教職員を対象とするものでございます。内容につきましては、二つございまして、一つ目が、群馬大学大学院の片田教授をお招きいたしまして「南海地震に備えた防災教育の基本となります」学校としてできること、そしてしておかなければならないこと」を講義を通じて周知していくものでございます。二つ目は、東日本大震災時に、実際に学校で指導を行いました釜石市の先生をお招きいたしまして、今後の危

機管理力，防災力の向上を図るものでございます。

次に，「(5)奨学資金」でございます。この事業は，経済的な理由により，就学が困難な者に対して奨学資金を貸与することによりまして，世界における有為な人材を育成するとともに，教育の機会均等を図ることを目的とするものでございます。平成 23 年当初予算におきまして，新規貸付者数 58 名を計上させていただいたところでございますが，実際には 64 名となり，予算額が不足となったところから，増額補正を行うものでございます。

次に，「(6)下知市民図書館整備事業」でございます。この事業は，整備計画が凍結されておりました下知市民図書館の整備につきまして，平成 21 年度に国の経済対策補正等により積み立てた地域活性化公共投資基金を活用することによりまして，4 階建ての施設を現在の位置に建設するものでございます。

なお，この事業は 23 年度から 24 年度の 2 か年の継続事業を予定しております。

次に，「(7)工石山青少年の家整備事業費」でございます。この事業は宿泊客から苦情が出ております騒音を解消するため，当初客室に設置しているコンベクター（対流放熱器）12 台をファンコイルユニットへ交換する予定で予算を計上しておりました。しかしながら，一部の交換では根本的な騒音解消には至らない可能性があることから，本館の 34 台すべてを交換するための増額補正を行うものでございます。

次に，「(8)総合運動場施設管理費」でございます。内容は，本市におきまして平成 24 年 1 月中旬から 2 月中旬に予定しております S K ワイバーズの春季キャンプの期間中，昨年と同様に練習用の仮設屋外投球練習場を総合運動場補助グラウンドに設置するものでございます。

次に，「(9)土佐山運動場広場改修事業費」でございます。内容は平成 22 年 6 月の大雨により，グラウンド西南部分が崩落し，グラウンドより土砂が流出しました。現在，土砂は撤去しておりますが，グラウンド半面は使用禁止の状態となっておりますことから，新しいまちづくり基金を活用いたしまして，本格復旧のための改修を行うものでございます。

ここまでの合計で，補正額総計 2 億 1,465 万 4,000 円となっております。

次に，「(10)高知市立初月小学校・高知市立泉野小学校給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定」及び「(11)高知市立鏡学校給食センター給食調理等業務委託に係る債務負担行為の設定」でございます。学校給食調理の民間委託につきましては，平成 22 年 5 月の教育委員会におきまして，23 年度から民間委託の本格実施を決定し，現在潮江東小学校，長浜小学校，横浜新町小学校で実施しているところでございます。

24 年度からは，新たに初月小学校，泉野小学校の学校給食調理業務及び鏡学校給食センターの配送を含む学校給食調理等業務等につきまして，民間業者と委託契約を締結することとし，受託業者が十分な準備期間を確保する必要があることから，本年 10 月から事業者の募集を開始し，12 月には受託業者を決定したいと考えております。

初月小学校と泉野小学校の給食調理業務委託に係る債務負担行為につきましては，23 年度から 26 年度の 4 か年とし，限度額につきましては，1 億 2,400 万とするものでございます。この限度額につきましては，地方交付税の理論算入額と事業者の見積額を参考に設定したものでございます。

なお，23 年度につきましては，業務準備作業は行うものの支払いは伴わないため，歳出の予算化を必要とするのは，24 年度から 26 年度までの 3 か年となります。

また、「(11)高知市立鏡学校給食センター給食調理等業務委託に係る債務負担行為の設定」でございますが、先ほど説明いたしました初月小学校及び泉野小学校については、2校で一つの契約となりますが、鏡学校給食センターについては、鏡、土佐山地区の小・中、幼稚園への配送業務が加わり、仕様が異なりますことから別途契約で民間委託することといたしました。債務負担行為の期間につきましては、初月小学校及び泉野小学校と同じく23年度から26年度の4か年で、限度額は6,200万円とするものでございます。

なお、限度額の算定方法等につきましては、初月小学校・泉野小学校と同じでございます。

予算議案の説明は以上でございます。

続きまして、予算外議案1件でございます。内容は高知市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案でございます。お手元の新旧対照表を参考にさせていただきながら、説明をさせていただきます。改正の趣旨といたしましては、スポーツ基本法の公布施行に伴いまして、条例に引用しております名称等の規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。

門田委員長

ただいま、予算議案及び予算外議案についての説明がございましたけれども、まず予算議案について質疑等はございませんか。

西森委員

いくつかありますので、順番に申し上げます。

まず(1)の教育基金ですが、現在、2,800万円の積立金があるということですが、用途としてはどのようなことが想定され、最近ではどのような用途に使われたのかをお伺いしたいと思います。

また、(3)の高知チャレンジ塾ですが、報道で拝見したところでは、非常に有意義な事業だろうと思うのですが、8,000円という端数までを含めた予算が組まれておりまして、内訳がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それから奨学資金のことですが、今お伺いした内容では、6名増員で42万円増えたということですが、一人当たり7万円になりますけれども、どのような方が対象者なのか教えていただけませんか。

それと、(8)の総合運動場施設ですが、SKワイパーズの春季キャンプ期間中に仮の練習場を設置するのに400万円掛かるということだろうと思います。これは、毎年掛かることが想定されるのか、あるいは整備すると相当長く使えるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

まず(1)の教育基金の積立金ですが、先ほど申し上げましたように約2,800万円でございます。この基金につきましては、寄附者の意向をできるだけ尊重して、それに基づいてその財源を当てていきたいと考えております。今回の件につきましては、子どものために使っていただきたいということでして、趣旨に沿って有効活用を図っていきたいと思っております。

この基金、例えば昨年度には教員OBの方からご寄附いただいたものがございますが、これにつきましては、学力の向上や還流学習に使ってもらいたいという意向もございました。中学生の学力

向上についての選手権を今年度開催しておりますけれども、その資金に使わせていただいたり、教職員の方の能力向上ということで、大阪へ派遣する費用に使わせていただいたり、そういうことに活用させていただいています。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

チャレンジ塾の予算の内訳ですが、まず5地域で実施するためのアドバイザー、いわゆる全体を見回る方についての人件費で、ほぼすべてが時間単価1,480円で算定しております。3名分で約71万円です。それから、実際に子ども達の指導に当たる指導員、これも時間1,480円で計算していますが、これの分が、すべてで461万7,600円です。それ以外に運営経費として諸費がいろいろ必要ですのでこれに約52万円ということ、それに保険料等合わせまして594万8,000円という総額になります。

学事課長

学事課の西村でございます。

奨学資金の補正額42万円でございますけれども、本年度の新規学生につきましては、県内大学11名、県外大学36名、専門学校等17名の計64名となっております。当初予算額でこれまで奨学生として認定した決定者に、本年度の新規決定者を加えますと42万円の予算が足りなくなるということで、今回の補正となったものでございます。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

(8)の総合運動場の仮設屋外投球練習場ですが、これは仮設ブルペンでございます。毎年1月中旬から2月中旬まで、SKワイバーンズが来られたときに是非とも作っていただきたいということで、春のキャンプだけに作って、後は取り壊しております。他のシーズンは、一般市民の方が補助グラウンドとして活用されておりますので、作っては壊し、作っては壊しということで、気にはなるところでございますが、恒久的に施設を作るだけの土地の余裕がございませんので、春だけの設置となります。なぜ、春だけかと申しますと、シーズンの前の春のキャンプにはどうしてもピッチャー5人が並んで投げられるという規模のものが必要でございます。どうしても春先には、ピッチングが最優視されるということで作っております。一昨年に初めて作りまして、3年目となります。

西森委員

(8)の400万円というそれなりの額で、毎年作っては壊しを繰り返しているというのは、ちょっと市民感覚としては、総意として賛成かというところよく分からないところがあります。過去の2年については、議会などでも特に異議なく承認されているということですか。

松原教育長

総合運動場の中には、SKワイバーンズの方は、本当は1階にあるマウンドを使えばいいのですが、埃っぽくなるということもあるんですね。そこで、監督の方から是非作ってほしいというような要請が毎年あって作っています。

門田委員長

(1)の教育基金積立金ですが、頂いた寄附は年度、年度で活用されているということですか、積み立てているのではなくて。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

すぐに使うことができる寄附につきましては、その年度に活用しているんですけども、今回のように使途を限定せずに、子どものために使ってもらいたいというものにつきましては、積み立てていくこととなります。

松原教育長

以前ですと、例えば1,000万円くらいの基金であれば、その利子も相当あったわけで、利子を使って何か事業ができたのですが、今は金利も低くなっています。元金を使ったら減るわけですから、特に何かがある時以外は使わずに置いておいて、どうしても寄附した方が、こういう使途に使ってほしいということでないときは、積み立てていくという形をとりたいと思っています。

総務課課長補佐

総務課長補佐の近森でございます。

先ほど教育長が説明したように、これまでは果実を活用しておりました。昨年度までは、取り崩しはできない条例となっておりますが、昨年度に条例改正を行いまして、取り崩しができるようにいたしました。果実が少なくなり、寄附者の方の中にも、是非使っていただきたいという方向です。先ほど総務課長から説明しましたが、還流学習等の充当財源としたところです。

また、果実については、引き続き、学校図書の整備として活用させていただいております。

門田委員長

3番のチャレンジ塾ですが、とてもいいと思うんですが、その中に「主に生活保護世帯」とありますが、「主に」とはどういう意味なのでしょうか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

国の事業としましては、対象が生活保護世帯ということになります。具体的には、就学促進員という方を配置しまして、カウンセラーとともに家庭に出向き、学びの場があるので活用しませんかという働き掛けをします。その上で、5か所で行う塾を学習の場として指導を行うというものです。

ただ、運用上は当然限定するということではなく、生活保護世帯以外の子どもさんたちの参加ということも考えられますので、そこについては幅を広げて対応していこうということで「主に」という表現をしています。

門田委員長

場所は学校ではないのですか。

学校教育課長

学校外の施設を使って実施します。

山本委員

学校給食調理業務の民間委託ですが、この2校と1施設ですけども、学校や地元への説明はされているとは思いますが、そのときに何か気になるようなご意見等は、その地域からは出ませんでしたか。

学事課長

学事課長の西村でございます。

初月小学校，泉野小学校，また鏡学校給食センターから配送している5校につきまして，それぞれに説明会を行ってまいりましたけれども，特に際立った反対であるとか，こういうところが心配であるという内容のご質問等はございませんでした。

西山委員

おさらいの意味で教えていただきたいのですが，現在，市内で受託している業者さんは1社だけと記憶しているのですが，それで間違いはないでしょうか。

学事課長

学事課長の西村でございます。

現在，潮江東小学校と，長浜小学校，横浜新町小学校の二つの契約で事業を実施していますけれども，二つの契約ともを株式会社メフォスという業者が，選定委員会において決定され，現在業務を行っております。

松原教育長

現在，プロポーザルの結果，1社のみが高知市の学校給食調理業務の委託先となっているのですが，1社のみとなっている状況が果たしていいのかどうか，また一定の制限を掛ける必要性なども考えていかなければならないと思っています。また，県内企業の参入ということも含め，これから先検討していく必要があるのではないかと考えています。

門田委員長

ほかに意見はございませんか。

特にないようですので，予算外議案の件に移ります。予算外議案について，ご意見はございませんか。

特に意見はないようですので，お諮りします。ただいま，委員の皆様から出されたご意見を踏まえ，教育委員会として市長に申し上げるべきものについては，いかがいたしましょうか。

特にないようですので，お諮りします。市教委第38号「平成23年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は，「特段の意見なし」として決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって，市教委第38号はそのように決しました。

次に，報告事項です。「高知市学校・警察連絡制度について」を事務局から説明願います。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

お手元に「学校・警察連絡制度に関する協定について」という資料をお配りしております。

学校・警察連絡制度に関しまして，この制度そのものについては，平成14年度から運用してきておりますが，その内容は警察で児童・生徒を検挙，補導した事案，概ね逮捕事案や悪質な道路交通法違反事案，事件に限り警察から学校へ連絡するというものでございました。

しかしながら，昨今の状況を見ておきますと，問題行動が深刻化してからの連絡では，学校の指導，支援が遅れるため，児童・生徒の立ち直りや再度の非行防止に繋げることがなかなか難しい現

状にございました。

そこで、児童・生徒の非行・問題行動の初期の段階から学校と警察が緊密に連携し、また家庭とも連携を深めることによって多角的な支援を行い、早期の立ち直りや非行及び犯罪行為の拡大防止を図る必要があるという立場から、現行の制度をより充実させた制度の施行を目指し、お手元の資料にありますように検討会議、代表者会また実務者会をこれまで実施してまいりました。

資料の中に、学校・警察連絡制度運用に向けたスケジュールを載せております。このスケジュールには入っておりませんが、県教育委員会ではこれまでこの制度の運用につきまして、6月22日に高知県個人情報保護制度委員会における審議の結果、高知県個人情報保護条例の例外的な運用について承認を受け、去る8月8日に県警本部との間で高知県学校・警察連絡制度に関する協定の締結を行いました。スケジュールの中にもございますが、10月1日からの施行を目指し今作業を進めている状況にございます。これが県教委の動きということになります。

高知市におきましては、こうした全県的な取り組みに合わせて、高知県警察本部との協定を締結すべく作業を進めてきましたが、こうした経過を受けまして、高知市学校・警察連絡制度につきまして、スケジュールの9月1日のところに網目で示しておりますように、高知署、高知南署、南国署、土佐署を代表しまして、高知県警本部との協定締結に向けた調印式を9月1日、明日行うことを予定しております。この制度の実施に当たりましては、県と同一歩調を取る必要があるため、県と同様に学校から警察への連絡に当たっては、個人情報保護の縛りをより強くした内容で締結することといたしました。

今後の予定としましては、スケジュールにありますように、平成23年11月1日の制度施行を目指し、各校における担当者の調査や、担当者向けの説明会等の実施作業を進めていく予定となっております。

制度の概要につきましては、2枚目にリーフレットの形で案をお示ししております。

これまでの制度と拡充した点につきましては、裏側を見ていただければ分かりやすいかと思いますが、警察からの情報としましては、1番目に非行事案として検挙・補導された事案、2番目に不良行為事案として喫煙、深夜徘徊などで補導された事案、3番目に交通事案として無免許運転、暴走行為等の道路交通法違反の事案、4番目に被害事案が連絡されることになっております。4番の被害事案につきましては、本人・保護者の同意が必要という制限を加えております。

また、これまで規定がなかった学校から警察への連絡につきましては、1番目に問題行動として家出、行方不明、不良交友と限定しております。これを連絡する際には、市教委の承認が必要となっております。2番目の被害事案でございますが、被害事案につきましては、先ほどと同様に本人、保護者の同意が必要となっております。3番目の緊急事案として生命身体、財産に危険が伴う場合におきましては、学校から警察へ連絡をすることとなっております。この3点について、必要に応じて連絡が可能となり、学校としましては、警察等の専門的な知識、技能等の援助を受けることができることを目指した制度となります。

また、制度の運用に当たり参考となります協定書及び要綱、ガイドラインを資料として添付させていただきます。

今後、制度の施行に向けて準備を進めてまいりますので、本制度の締結、施行に向けてご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

門田委員長

学校・警察連絡制度についての説明がございましたが、質疑等はありませんか。

これまでも、こういう制度がありましたが、それがより緊密になるということですか。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

これまでは、非常に重篤なケースについての連絡ということでしたので、これを初期の段階から学校並びに警察、家庭、保護者が連携して取り組むことにより、問題行動が深刻化することを防ぐという趣旨でございます。

西山委員

少年補導センターに補導員の方がいると思うのですが、その補導員の方は、今回の協定の中ではどのような位置付け、役割になるのでしょうか。

学校教育課長

この制度そのものは、学校と警察の中での連絡制度ということになりますので、補導員はこれまで同様に学校、警察、補導教諭はそれぞれのルートで情報を共有しながら必要に応じた指導に当たっていきます。今回の制度の実施によって、補導員そのものの情報の持ち方に大きく変化があるものではないと思っています。

西山委員

補導員のお持ちになっている情報と今回の学校に対しての情報とが錯綜してしまって、情報が食い違ったりして、何かの問題が発生するというようなことはありませんか。

学校教育課長

当然、内容を精査した上で情報交換することとしておりますので、そういうことが有りましたら、この制度そのものの趣旨を損なうことになります。ですから、当然これまでも、その情報については正確さを求められておりましたので、その部分については、これまで同様に変わらずに、よりそういう面に配慮していくことが必要だと思えます。

西森委員

個人情報保護の関係で、非常に複雑な議論がなされたように聞いております。

それで、お伺いしたい点が二つありまして、一つ目は、警察から市立学校に対して情報提供がなされるということですが、それが今までのような明白な逮捕事案等ではなくて、その手前の段階で情報交換がなされる可能性があるということですね。それで、先ほどのフロー図を見ますと、最終的な目標として学力保障、進路実現とされていますので、このことは決してゆるがせにしないでいただきたいと思えます。

ちょっと強い言い方になりますが、決して隠蔽しろということではないのですが、そういう情報が入って、早いうちならまだ様々な人の助力で、元のルートに戻れるような子どもが、連絡されることによって学校で何らかの不利益処分を受けて、結局は学力保障、進路実現から、むしろはみ出してしまうということを、少年事件を扱った立場としては、非常に危惧するところでして、今回警察から学校に連絡があったとしても、学校側としては最終的に学力保障、進路実現するために受けた情報であって、子どもたちをはみ出させることのないということを徹底していただきたいという

ことで、要望になってしまいましたが、そういう思いがございませう。

2点目ですが、これが問題意識として先ほど説明があったところですが、学校側がなぜこういうことを警察に連絡するのかといったときに、これもフロー図にありますが、家出とか行方不明とか、これは本来学校に限らず警察の範疇になるかと思ひますからそれは分かるんですが、不良交友ということについて、なぜ警察に連絡する必要があるのか、そして警察からどのようなアドバイスを想定しておられるのか、果たして警察に連絡しなくてはどうしても対処できないことなのか、その辺りの議論の経過を教えていただきたいと思ひます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございませう。

1点目の「どういふ目的で」ということにつきましては、協定書にありますように、「児童生徒の非行及び犯罪被害を防止し、その健全な育成を図るため」ということですので、あくまでも健全な育成を図ることが第一義ですので、この情報を得ることによって必要以上に子どもたちに対して、一定の懲戒的な指導するということが目的では決してございませうので、そこから逸脱することがあつてはいけないうと思ひます。ですから、この趣旨、目的に関しましては協定書及び要綱の中に明確に示しておりますので、このスタンスに立つてこの制度の運用を図らなければないうというのは、我々も勿論のこと、学校、警察も共通認識の上でこの制度の運用をしていかなければないうと考えております。

2点目の問題行動の中での不良交友についてですが、どこまで学校側がといふところもありましたので、先ほど申しました目的に合致するやうな形の情報提供になるのかといふことがあると思ひますし、ここで市教委が何らかの形で提供するに当たつて関与することになつたのも、そうした理由によるものかと考えます。

何でもかんでも情報を提供すればいいことではありませうので、子どもの状況に合わせて、こいう専門的なアドバイスをいただけるといふ状況の下において提供するといふことで、市教委の承認といふことが出てきました。背景には、そいういった運用上で配慮しなければないう点があるといふやうに考えております。

学校教育課指導主事

学校教育課の岡崎でございませう。

学校から警察へ連絡する際は、ご覧のやうに3点に限られております。特に問題となりますのが、問題行動の場合に連絡することと考えております。どういふ場合に連絡するかを市教委が関与することになるかといふことですが、ここで想定されるのは、例えば保護者が家出、行方不明の場合に捜索願を出さない場合です。家出を頻繁に繰り返すので慣れっこになつてしまつて、「捜索願は構ひませう」といふ場合に、状況によっては命が危ない、危険であるとか、どんな人とお付き合いしているか分からないといふ場合に、やはり時間帯の問題とか場所の問題によって警察の力を借りなければないうといふ場合があると思ひます。そいういふやうに、届けがでないやうなケースについて、やはり学校として警察に頼らざるを得ない、力を借りなければないう場合に限り、連絡するといふ形になります。

警察に連絡する場合には必ず保護者に連絡するやうに考えております。その際には、なぜ警察に連絡をしなければいけないうのか、警察の力を借りなければいけないうのかを明確に説明しなければな

らないということも考えております。何でもかんでも連絡するのではなくて、連絡せざるを得ない状況にあるので、連絡をするということになるのかなと思います。

西山委員

問題行動の中でも、いじめとか、ストーカー行為とかそういうことは対象になるのでしょうか。

学校教育課長

学校からの分につきましては、家出、行方不明、不良交友の3つに限定をしています。

西山委員

ということは、例えば、A君がある集団に恐喝されているようだ、執拗につきまとわれているようだというのは、不良交友の範疇に入るのでしょうか。

学校教育課長

それは、状況にもよりますが、被害事案になる可能性もありますので、その子を何らかの形で早急な対応が必要な場合は、被害事案として報告するということにもなりますし、状況によっては、不良交友と取られる場合もあると思います。なかなかすばっと切れないところがあると思いますが、その辺りを精査した上で、こういう事案は市教委の承認が必要である、こういう事案は保護者の同意が必要であるということを経験しながら連絡することになると思います。

門田委員長

学校と警察の間に家庭ということが書かれていますけれども、子どもを取巻く家庭の状況も、ともに考えていくというか、保護者にも十分理解してもらって、子どもへ向ける目線が同じでないといけないと思いますし、生活習慣の確立については、家庭の協力がなければできませんので、学校と警察が十分連絡を取り合っているということも大切ですが、そこへ保護者を良い方向で巻き込むことができればいいなと思います。

松原教育長

警察からの情報によって、子どもが不利益な処分を受けないということは言えるのですか。例えば高校などでは、喫煙といえどこの学校でも校外であっても校内であっても、1週間、2週間の停学になることがあると思うのですが、例えば、警察から喫煙の情報が入り、学校が知ったときに、処分しないで指導するということになるわけですか。例えば児童生徒の健全育成をしていく問題であるので、そういうときは全く知らないこととして処分の対象にしないというようなことになるのでしょうか。

学校教育課長

先ほど申しましたのは、そういう情報を得ることで、そういう事例の対象となった児童生徒に対して、ある意味、色眼鏡で見るだとか、それからそういった負だけの取り扱いをしてはならない、あくまで健全な育成をするための情報として活用するというをお話したわけですので、もし仮にそれが校則に反する事例であれば、それは学校の判断において一定の形の措置が取られるということが、当然想定されると思います。それもすべて無いということではありませんが、あくまでも事例をきちんと精査した上で、一人一人の子どもにとってどういう措置が適切かということを経験した上で行うという意味ですので、全くそのことを知らないという意味ではないと考えています。

松原教育長

警察から情報が入ったときに、例えば飲酒や喫煙があったとしても、それで直ちに学校を辞めさ

せるということにはならないということでもいいですか。

学校教育課長

情報にもよると思うのですが、これがとんでもないものであれば、またそれはそれで対応が必要になってくると思いますけれども、それぞれの情報の内容に照らしその場面ごとに、その都度学校で判断していただくことになると思います。

松原教育長

そこら辺りの対応が難しい問題もあるので、市教委の承認が必要としているということですか。

学校教育課長

市教委から承認が必要となるのは、学校から警察へいく場合ですので、今のご質問は、警察から学校へいく場合のことになります。

依岡教育次長

教育次長の依岡でございます。

これまでの連絡制度の中で、逮捕事案あるいは道路交通法違反でやってきておりました。過去のケースですが、主に高校生がバイク等に乗っていて、悪質というラインが微妙になってきますけど、校則に違反した場合において、各高校の校長先生の方には連絡がありました。ところが、そのケース、ケースに応じて、学校側もどの程度、指導的な視点の中で対応していくのか、または停学を含めての処分をするのか、ここの対応に苦慮してきた制度であることは間違いございません。

ですから、指導的な視点を踏まえた上で、警察からは違反事案について連絡は来るけれども、そこから後は、学校サイドの裁量で対応していたということです。そこをどうのように指導を含めて対応するかについては、ケース、ケースで学校が悩んでいた制度の運用であり、そうした高校は多かったと思います。

それで、それをより明確に、内容的としてこういうケース、こういうケースについては、互いが情報共有していくというのが、このフローチャートの内容だと思っております。ただ、あくまでも指導的視点に立ってどうしていくということが基本にあって、運用されていくということに大事にしていかなければいけないと考えます。

今までは、道路交通法違反のケースがあったときに、生きた運用になっていたかどうなのかというと、なかなか微妙なところがありましたが、そういう点では、より明確にはなっていくのではないかと考えています。

それと、この不良交友の場合で、想定の話になりますが、今後必要性が出てくるケースとして考えられるのが無職少年です。中学卒業後の無職少年等と中学生との交友に関わって、ある所にたむろしている、あるいは溜まり場になっているというケースの場合、これまではなかなか学校だけでは対応しにくかったのではないかと考えています。

今後は、そこは関係機関との情報共有する中で、対応を検討していくというようなことが想定されるのではないかと考えています。

松原教育長

司法的にはどうなのでしょう。不良交友というのが、犯罪にならないときに、例えば学校が警察に連絡を入れたときに、例えばタバコを吸う現場にちょっといただけだという場合です。そこでタバコを吸っていれば分かるのですが、そこら辺りどうなのでしょうかね。

西森委員

私も明確な自分の意見を持っているわけではありませんが、これがどういう形で異議申立てできるのかということを考えていました。一つの考え方として、普通に友達と一緒にいただけで、それが、例えば、親に隠れていたけども、すごく深刻な悩みを聞いてあげるためであったということが後で分かるということもあると思うのですね。

それが、何かの拍子に不良交友であるかのように把握されて、警察、学校、市教委を通して、承認を受けて、通報されて、場合によっては警察に呼び出されるという事態になったとき、事実上の風評とかいうか、不利益が出るということがないとは言えないと思います。勿論、そうならないように、分厚いフィルターをかけて市教委の承認が必要だとは思いますが、万が一、そういうことが出てきた時に、極端に言えば、国家賠償の対象となるのだろうかとか、その辺りがどうなのでしょう。学校・警察連絡制度というのは、別に条例を制定して議会の承認を得たということではなしに、運用としての行政側の措置ですよ。

今後、そういう問題についての相談が出てくるのではないかと思いますし、実際、公の不法行為じゃないかという事案がどれくらい出てくるかは分かりませんが、その場合、何らかの司法上の問題としてその行為が適切であったか、承認が相当であったのか検証される場面が出てくる可能性もあるのではないかと思います。

松原教育長

ですから、これはより慎重に対応していかなければいけないということで、おそらく市教委の承認を設けていると理解していいでしょうかね。

学校教育課長

はい。

門田委員長

よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分

署名

委員長

3番委員
